



いわゆるクッキー規制を含む電気通信事業法改正について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第47号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

近年電気通信技術の発展はめざましく、今や電気通信技術と私たちの生活は切り離せないほど深く結びついており、あらゆる分野に電気通信技術が取り入れられ、私たちは常日頃から、SNS や電子メール、動画共有プラットフォームなど様々な電気通信サービスを利用して生活しています。

電気通信技術は生活を便利にし、電気通信技術を構成する要素である情報は私たちの生活において重要性を増した一方、悪用を企む者も増えました。情報がインターネットやサーバーで管理されるが故に、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化や諸外国の法的環境の変化等に伴い、通信の秘密等の漏えいや利用者情報の不適正な取扱いに係る事案などの発生が増加しています。

そして、情報は一度流出や不正目的利用等をされた場合、利用者に取り返しの付かない被害をもたらす可能性があります。このような電気通信サービスを取り巻く環境の変化を踏まえ、令和 4 年に電気通信事業法が改正され、令和 5 年 6 月 16 日より施行されています。

本稿では、本改正のうち実務上特に関心が高いと思われる、「電気通信事業者」の範囲の拡大、特定利用者情報の取扱い、外部送信規律(いわゆるクッキー規制)を取り上げます。

特に外部送信規律については、電気通信事業の登録又は届出をしていない事業者においても対応が求められるもので、多くの事業者で対応の要否を検討する必要があります。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・いわゆるクッキー規制を含む電気通信事業法改正について

(<https://www.clo.jp/column/3879/>)

~~~~~

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 小山 詩音 ([koyama\\_s@clo.gr.jp](mailto:koyama_s@clo.gr.jp))

~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

clo_mlstop@clo.gr.jp

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 (<https://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階(受付5階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル18階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.
.....